

平成21年3月26日



独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター

## 加工食品の品質表示実施状況調査の結果について（平成19年度）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、加工食品について、JAS法に基づく品質表示基準に定める表示が適切に行われているかどうかを定期的に調査しています。

また、農林水産省が取り組んでいる食品表示110番に寄せられた情報及び食品表示ウォッチャーからの情報に係る商品について、JAS法に基づく表示が適切に行われているかどうかの調査を必要に応じて実施しています。

これら調査の結果、品質表示基準にかかる不適正な表示が確認されたものについては、センターからの文書による技術上の改善指導を行い事業者に改善報告を求めたほか、必要に応じて地方自治体等関係機関に情報回付を行いました。また、重大な不適合については農林水産省と協議のうえ、立入検査等の対応を行いました。

今般、平成19年度の調査結果を取りまとめたので、別添のとおりお知らせします。

### 調査概要

#### 1 調査内容等

- (1) 実施機関：独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- (2) 調査実施時期：平成19年4月～平成20年3月
- (3) 調査実施商品数：5,370商品

#### 2 調査結果

##### (1) 加工食品の品質特性に係る成分分析による調査

5,370商品について品質特性に係る成分分析等の検査を実施した結果、133商品（2.5%）に表示の不適正及び疑義が認められました。

純正性の確認分析（不正に異なる原料の混合等が行われていないかどうかの確認）は2,232商品実施し、表示に疑義があったものは72商品（3.2%）でした。

原料の原産地表示の確認分析は471商品実施し、表示に疑義があったものは22商品（4.7%）でした。

使用原材料の確認分析は1,138商品実施し、表示に不適正が確認されたものはありませんでした。

表示された数値の確認分析は397商品実施し、表示に不適正が確認されたものは23商品(5.8%)でした。

個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析は987商品実施し、表示に不適正が確認されたものは16商品(1.6%)でした。

遺伝子組換え表示対象食品の確認分析は473商品実施しましたが、遺伝子組換え表示に係る不適正が確認されたものはありませんでした。

## (2) 加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

5,324商品について表示実施状況を調査した結果、品質表示基準で定められた表示方法でない不適正表示があったものは、357商品(6.7%)でした。

## 3 表示不適正に対する対応状況

調査の結果、表示の欠落や表示事項の散在等表示方法等の不適正な表示が認められた場合は、商品の表示責任者に対しセンターから文書による技術上の改善指導を行っています。

また、表示の真正性の確認分析や表示事項の調査により、消費者に重大な誤認、不利益を招くおそれがある不適正表示の疑義があったものについては、農林水産省等に情報提供し、同省等が行政措置を講じることとなっています。

なお、調査の結果、表示に重大な違反のあった2業者に対して、農林水産省からJAS法に基づく改善指示等が行われています。

問合せ先：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部 表示監視部 表示指導課

担 当：<sup>てらがうち</sup>寺垣内、川口

電 話：048-600-2383（直通）

ホ-ムペ-ジアドレス：<http://www.famic.go.jp/>

## 加工食品の品質表示実施状況調査の結果について（平成19年度）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）では、加工食品について、品質特性に係る成分の分析等により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく品質表示基準に定める表示が適切に行われているかどうかを、食品表示関係の検査業務を行っている全国8カ所の事務所において定期的に調査しています。

また、農林水産省が取り組んでいる食品表示110番に寄せられた情報及び食品表示ウォッチャーからの情報等に係る商品について、JAS法に基づく表示が適切に行われているかどうかの調査を必要に応じて実施しています。

今回、平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）における品質表示実施状況について、以下のとおり調査結果を取りまとめたのでお知らせします。

### 1 調査内容等

（1）実施機関：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

（2）調査実施時期：平成19年4月～平成20年3月

（3）調査実施商品数：5,370商品

（4）調査内容

#### 1）加工食品の品質特性に係る成分分析調査

純正性の確認分析（不正に異種原料の混合等が行われていないかどうかの確認）

- ・食肉加工品のELISA法肉種鑑別及びDNA分析による使用原料肉の肉種の判別
- ・ボイルタラバガニのDNA分析による品種判別
- ・食用植物油、酪農製品、チョコレート類等の脂肪酸組成分析等による原料油脂の種類判別
- ・果実飲料、米加工品（餅）、はちみつの炭素安定同位体比分析による異種原料混入の有無の確認
- ・加工米飯のDNA分析による原料米品種の確認
- ・めん類（そば加工品）のアミノ酸組成分析によるそば含有量の推定 等

原料の原産地表示の確認分析

- ・アジ・サバ加工品のDNA分析による品種判別結果に基づく産地の推定
- ・梅加工品の微量無機質成分の構成比分析に基づく産地の推定 等

使用原材料の確認分析（表示された又は表示されていない原材料の使用の有無）

- ・農産物漬物、キャンディ等への着色料使用の有無の確認
- ・乾燥野菜、乾燥果実への漂白剤使用の有無の確認 等

表示された数値の確認分析

- ・塩蔵わかめの食塩含有率

- ・チルドぎょうざの皮の率
  - ・ソーセージ、魚肉練り製品等のでん粉含有率 等
- 個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析（名称が定義に合致しているかどうか等の確認）
- ・ベーコン類等(ベーコン、ハム、ソーセージ)の亜硝酸分析による名称の確認
  - ・ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、ウスターソース類の粘度測定による名称の確認
  - ・ジャム類、トマト加工品等の可溶性固形分の分析による名称の確認 等
- 遺伝子組換え表示対象食品の検査
- ・遺伝子組換え原料不使用表示等の食品のDNA分析による組換え体混入の確認

2)「名称」、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限」、「保存方法」、「製造業者等の氏名又は名称及び住所」等のJAS法に基づく表示事項の表示実施状況の調査

## 2 調査結果

### (1) 加工食品の品質特性に係る成分分析による調査

5,370商品について品質特性に係る成分分析の検査を実施した結果、133商品(2.5%)に表示の不適正及び疑義が認められた。

( )複数の成分分析を行っている商品があることから、成分分析を行った総商品数(5,370商品)は、以下の ~ の商品数の合計とは一致しない。

純正性の確認分析は2,232商品実施し、表示に疑義のあったものは72商品(3.2%)であった。

原料の原産地表示の確認分析は471商品実施し、表示に疑義があったものは22商品(4.7%)であった。

使用原材料の確認分析は1,138商品実施し、表示に不適正が確認されたものはなかった。

表示された数値の確認分析は397商品実施し、表示に不適正が確認されたものは23商品(5.8%)であった。

個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析は987商品実施し、表示に不適正が確認されたものは16商品(1.6%)であった。

遺伝子組換え表示対象食品の検査は473商品実施し、遺伝子組換え原料の混入の可能性があったものは156商品(33.0%)であった。なお、当該商品全て

について分別生産流通管理の調査を実施し、遺伝子組換え表示に係る不適正が確認されたものはなかった。

## (2) 加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

5,324商品<sup>(1)</sup>について表示実施状況を調査した結果、表示の欠落、基準で定められた表示方法で表示されていない等不適正な表示があったものは、357商品<sup>(2)</sup>(6.7%)であった。

主な不適正表示は以下のとおりであった。

- (1) 調査等において入手した半製品等46商品については、その表示根拠が確認できなかったことから表示実施状況調査の件数には含めておらず、2の(1)の成分分析の検査件数とは一致しない。
- (2) 1商品につき複数の不適正がある商品があることから、不適正な表示のあった総商品数(357商品)は、以下の～の商品数の合計とは一致しない。

品質表示基準で定められた義務表示事項を表示すべきところを、定められた事項名又は内容が欠落しているもの等、表示の方法及び内容が基準に適合していなかったものは、53商品(1.0%)であった。

義務表示事項の事項名または内容が規定どおりに記述されず紛らわしい表示となっているものや、原材料名の表示において、重量の割合の多いものから順に表示すべきところを異なる順番で表示していたもの等は、157商品(2.9%)であった。

期限表示や保存方法等の表示方法が分かりにくいものが17商品(0.3%)あった。

名称が定義に合わないもの、原材料名の表示と使用原材料の内容が異なるもの、表示されている数値(内容量等)と分析値に大きな差がある等、表示と商品の内容が一致しないものは88商品(1.7%)であった。

個別の品質表示基準により、一部の品目で表示することが禁止されている「天然」、「純粋」等の用語や、「有機食品」であると誤認を与える表示がされていたものは、86商品(1.6%)であった。

## (3) 加工食品の遺伝子組換え表示対象品の調査

2の(1)の473商品については、DNA分析(注1)による定性分析(1商品につき3点の試料を分析)を実施し、3点とも陰性であったものが317商品(67.0%)、1つでも陽性反応を示したもの(注2)が110商品(23.3%)(うち3点とも陽性を示したものは66商品)、分析不可能(注3)であったものが46

商品（ 9 . 7 % ）であった。

遺伝子組換え原料の混入の可能性がある 1 1 0 商品及び分析不可能であった 4 6 商品については、製造業者に対して調査等を実施し、全ての商品について、分別生産流通管理が適正に行われており遺伝子組換えに関する表示が適切であったことを確認した。

このうち、3点とも陽性反応を示した 6 6 商品については、製造業者等から原料農産物または商品入手して再度 DNA 分析を行った。その結果陽性反応を示した 4 1 の原料の定量分析を行ったが、定量下限（注 4）未満 2 4 件、0 . 1 % 以上（最大 0 . 5 %）1 7 件で、いずれも分別生産流通管理を適切に行った場合の意図せざる混入の上限である 5 %（注 5）を下回っていたことが確認された。

（注 1）DNA 分析は、農産物や食品中の特定の DNA を増幅し検出する方法であり、遺伝子組換え農産物が含まれているかどうかを検出する定性分析と、遺伝子組換え農産物の混入率を算出する定量分析がある。定量分析は、農産物については適用可能であるが、加工食品の場合、加熱や発酵に伴う DNA の変性、分解等により定量分析が不可能な場合がある。

（注 2）定性分析において、遺伝子組換え農産物の混入率が 0.01% 程度であっても、陽性反応を示すこともある。

（注 3）製造過程での加熱等が原因で遺伝子が分解したことなどにより、分析できない場合がある。

（注 4）大豆の定量下限：0 . 1 %、トウモロコシの定量下限：0 . 5 %

（注 5）農産物及び加工食品の取引の実態として、分別生産流通管理を適切に行うことにより、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようとした場合でも、生産、流通のそれぞれの段階で非遺伝子組換え原料専用の機械、施設を設置することは現実的に不可能であることから、その完全な分別は困難であり、遺伝子組換えのものが最大で 5 % 程度混入する可能性は否定できない。このため我が国では、分別生産流通管理が適切に行われている場合に限り、大豆及びとうもろこしについて、5 % 以下の意図せざる混入をやむを得ないものと認めている。

### 3 表示不適正に対する対応状況

調査の結果、表示の欠落や表示事項の散在等の表示方法等の不適正な表示が認められた場合は、表示責任者に対しセンターから技術上の改善指導を行っているところである。

また、表示の真正性の確認分析を行った結果を含め、消費者に重大な誤認、不利益を招くおそれがある不適正表示の疑義があったものについては、農林水産省等に情報提供し、措置を講じることとしているところである。

なお、調査の結果、表示に重大な違反のあった 2 業者に対して、農林水産省から J A S 法に基づく改善指示等が行われている。